

変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(認可の失効)

第五十五条の九 外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十五条の二第一項の認可は、効力を失う。

- 一 外国市場取引を行う外国金融先物取引所参加者がなくなつたとき。
- 二 外国市場取引が行われる海外金融先物市場の全部を閉鎖したとき。
- 三 解散したとき。

2 前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(立入検査等)

第五十五条の十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国金融先物取引所若しくはその外国金融先物取引所参加者に対し、その外国市場取引に係る業務に関し

て、報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、外国金融先物取引所の事務所その他の施設若しくはその外国金融先物取引所参加者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(外国金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十五条の十一 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ相当であると認めるときは、当該外国金融先物取引所の第五十五条の二第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更を命ずることができる。

- 一 第五十五条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第五十五条の五第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。
- 三 認可に付した条件に違反したとき。

四 この法律等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国金融先物取引所参加者がこの法律等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対しこの法律等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国金融先物取引所に認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外国金融先物取引所の行為又はその開設する海外金融先物市場における外国市場取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。

2 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。）がこの法律等に違反したときは、当該外国金融先物取引所に対し当該国内における代表者の解任を命ずることができる。

（外国金融先物取引所参加者に対する監督上の処分）

第五十五条の十二 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所参加者がこの法律等に違反したときは、外国金融先物取引所に対し当該外国金融先物取引所参加者の取引資格を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該外国金融先物取引所参加者の外国市場取引を停止することを命ずることができる。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第六条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第七号を次のように改める。

七 有価証券(第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノヲ除ク第十二号及第二十八条ノ六第一項第一号ノ二ニ於テ同ジ)ノ売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引ヲ除ク)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又ハ外国市場証券先物取引(顧客ノ書面ニ依ル注文ヲ受ケ其ノ計算ニ於テ為スモノニ限ル)ヲ為スコト

第二十八条第一項第十九号中「為スコト」の下に「(第七号ニ掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク)」を加え、同条第五項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同条第六項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項第七号、第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」、
「有価証券指数等先物取引」、
「有価証券オプション取引」、
「外国市場証券先物取引」又ハ「有価証券先渡取引」トハ夫々証券取引法第二条第八項第三号の二又ハ第二十一項乃至第二十四項ニ掲グル有価証券店頭デリバティブ取

引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又ハ有価証券先物取引
ヲ謂フ

第二十九条第一項第一号中「第二条第十八項乃至第二十項」を「第二条第二十一項乃至第二十三項」に
改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第七条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第六項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券(第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等
を除く。第六号の二及び第七号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券
先物取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
(利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。)

第十条第六項第六号の二中「(前号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短
期社債等を除く。第七号において同じ。)」を削り、同項第十二号中「第二条第十項」を「第二条第十二

項」に改め、同項第十五号中「同じ。」の下に「であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの」を加え、同条第十二項中「(平成十年法律第百五号)」を削り、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債(次項第五号において「旧特定短期社債」という。)」を「旧特定短期社債」に改める。

第十条第十三項及び第十六項を削り、同条第九項の次に次の二項を加える。

第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券
- 三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券
- 四 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定

目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債（第十四項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

第六項第三号の二、第十五号及び第十六号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、
「有価証券指数等先物取引」、
「有価証券オプション取引」、
「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

第十一条の十八第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項に規定

する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

第十一条の十八第二項第二号イ及びハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加え、同項第三号中「若しくは証券専門会社」を「証券専門会社若しくは証券仲介専門会社」に改める。

第十二条第二項第三号中「及び証券専門会社」を「証券専門会社及び証券仲介専門会社」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第八条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等（有価証券の売買、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八

項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引を除く。）、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価

証券オプシオン取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引であつて、利用者の書面に
よる注文を受けてその計算においてするものをいう。以下同じ。）

第十一条第三項第六号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同項第十一号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第八十七条第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等

第八十七条の三第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項において「証券仲介専門会社」という。)

第八十七条の三第二項第二号イ及びハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加え、同項第三号中「若しくは証券専門会社」を「証券専門会社若しくは証券仲介専門会社」に改める。

第九十三条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等

第九十七条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第九条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第七号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第三号の三中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改め、同項第四号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第十条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第五項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第四号中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改め、同項第五号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第五十四条第四項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算に
おいてするもの」を加える。

第五十四条の十七第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一
項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随す
る業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

第五十四条の十七第二項第五号イ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ
中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第十一条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第八号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算に
おいてするもの」を加え、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から
第二十四項まで」に改め、同項第三号の三中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改め、同項第四号

中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第五十八条の二第二項第六号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加える。

第五十八条の五第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

第五十八条の五第二項第五号イを次のように改める。

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

第五十八条の五第二項第五号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十二条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項第五号中「証券業者」の下に「（証券仲介業者（証券取引法（昭和二十三年法律第二

十五号) 第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二条第一項第二号の二において同じ。) を除く。) 」を加え、同条第四項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受け、てその計算においてするもの」を加え、同条第五項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第五号中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改め、同項第六号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第七十二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券仲介業者のうち、証券仲介業(証券取引法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。

以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項第二号において「証券仲介専門会社」という。)

第七十二条第二項第二号イ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第十三条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第六十条第一項中「及び次条」を「次条及び第六十一条の二」に改める。

第三章第二節中第六十一条の次に次の一条を加える。

（所得税法等の適用）

第六十一条の二 加入者が、補償対象債権に係る第六十条第一項の支払を受けたときは、その支払を受けた時に、その支払を受けた金額により、当該加入者から当該支払をした受託者に対し当該支払に係る補償対象債権（当該補償対象債権のうち当該支払をしたことにより当該受託者が取得した部分に限る。）に係る社債等の譲渡があつたものとみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二及び第四条の三の規定の特例の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第二十七条の三十の三第四項及び第二十七条の三十の七第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第二十七条の三十の八の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第九十八条の二第一項の改正規定、第三条中投資信託及び投資法人に関する法律第三十八条第五項及び第二百二十九条第四項の改正規定、第四条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第七十条第一項の改正規定並びに第五条中金融先物取引法第十二条第三項、第三十四条の十六第一項及び第九十条の六第一項の改正規定 この法律の公布の日

二 第一条中証券取引法第二条第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十八第三項及び第三十二条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、同条第六項、同法第五十四条第一項第四号及び同法第六十五条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）並びに同法第六十五条の二第一項、同条第三項、同

条第九項、第六十五条の三、第六十六条第五項及び第二百一条第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律第二条第一号の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定（「のうち銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、同法第二十二條第一項第四号の改正規定（「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）及び同項第五号の改正規定、第六条中商工組合中央金庫法第二十八条第一項第七号及び第十九号の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同条第三項の次に一項を加える改正規定、第七条中農業協同組合法第十条第六項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の二、同項第十五号及び同条第十二項の改正規定、同条第十三項及び第十六項を削る改正規定並びに同条第九項の次に二項を加える改正規定、第八条中水産業協同組合法第十一条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第八十七条第四項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第九十三条第二項第三号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十七条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、第九条中中小企業等協同組合法第九条の八第二項第七号の改正規定、第十条中信用金庫法第五十三条第三項第二号及び第五十四条第四項第二号の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条第二項第八号及び第五十八条の二第一項第六号の改正規定、第十二条中農林中

中央金庫法第五十四条第四項第二号の改正規定、第十三条の規定、附則第十六条中租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の十一第一項第一号、第三十七条の十四の二第一項第一号及び第四十一条の十四第三項第二号の改正規定並びに附則第十七条中所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四条の三第一項第二号の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 附則第二十九条の規定 犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（証券会社等の主要株主に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に証券会社（第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。）の主要株主（新証券取引法第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）又は証券会社を子会社（同条第三項に規定する子会社をいう。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。）の主要株

主（以下この条において「証券会社等の主要株主」という。）に該当する者は、施行日において当該証券会社等の主要株主となつたものとみなす。

（外務員に対する監督上の処分に関する経過措置）

第三条 新証券取引法第六十四条の五第一項（第三号に限る。）の規定は、施行日以後の行為について適用する。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に投資信託委託業者（第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条において同じ。）の主要株主（新投信法第九条第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）又は投資信託委託業者を子会社（新投信法第九条第四項に規定する子会社をいう。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。）の主要株主（以下この条において「投資信託委託業者等の主要株主」という。）に該当する者は、施行日において当該投資信託委託業者等の主要株主となつたものとみなす。

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」という。）第三十四条の十第三項の規定により認可を受けて証券業（新投信法第十三条の二に規定する証券業をいう。）を営んでいる者（証券仲介業者（新投信法第十三条の二に規定する証券仲介業者をいう。）又は許可外国証券業者（新投信法第十三条の二に規定する許可外国証券業者をいう。）である場合を除く。）であつて、旧投信法第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投信法第三十四条の十一第二項の規定による営業の届出をしたものとみなす。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に認可投資顧問業者（第四条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「新投資顧問業法」という。）第三条に規定する認可投資顧問業者をいう。）以下この条において同じ。）の主要株主（新投資顧問業法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。）以下この条において同じ。）又は認可投資顧問業者を子会社（新投資顧問業法第二十七条第四項に規定する子会社をいう。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項

第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「認可投資顧問業者等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該認可投資顧問業者等の主要株主となつたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「旧投資顧問業法」という。)第三十一条第二項の規定により認可を受けて証券業(新投資顧問業法第二十三条に規定する証券業をいう。)を営んでいる者(証券仲介業者(新投資顧問業法第二十二條第二項第二号に規定する証券仲介業者をいう。)又は許可外国証券業者(新投資顧問業法第二十二條第二項第二号に規定する許可外国証券業者をいう。))である場合を除く。)であつて、旧投資顧問業法第三十一条第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投資顧問業法第三十一条第三項の規定による営業の届出をしたものとみなす。

(信託業法の一部改正)

第八条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条ノ二第一項中「第二条第二十七項」を「第二条第三十一項」に、「第二条第十三項」を「第二条